

# 上代監喪使考

——唐令監喪規定の継受と実態——

虎尾達哉

【要約】 本稿では、先づわが正史上において「監護喪事」のために差遣される使人を監喪使と仮称し、この監喪使が果してわが葬令百官在職条（監喪規定）の適用を示すや否やを疑い、次で隋唐監護使とわが監喪使の実態を各々検討・比較した上で、正史における監喪使辞退の諸例と葬司辞退のそれとの類似性を手掛りに遂に監喪使の実体を装束・山作両司によって構成される葬司長・次官級官人五位以上と考定するに至った。この葬司はやがて『延喜式』太政官・葬官条（葬司規定）に継承される何らかの慣例・法規によって編成されたと想定される。そして、さらにこの間の事情を考察した結果、唐令の継受によるわが監喪規定はその不可欠の前提たる体系的喪礼の未継受・欠如のために適用に至らず、実際には天皇・皇后等の御葬司に準ずるわが国固有の葬司の編成が行われたとの推定に及んだのである。

史林 六八巻六号 一九八五年十一月

## 序言

文武三年（六九九）七月、天武天皇第六皇子浄広弑弓削皇子の薨去に際し、二名の使人が遣わされてその喪事を監護した。即ち、『続日本紀』はこれを左の如く記す。

『続日本紀』文武三年七月癸酉条

浄広弑弓削皇子薨、遣<sub>下</sub>浄広肆大石王・直広参路真人大人等監護喪事、<sub>（下略）</sub>

而して、周知の如く『続日本紀』以下五国史における親王・内親王及び高位高官者の薨去記事には右を初見として屢々か

かる「監護喪事」<sup>②</sup>を任務とする使人の差遣のことが見えている。本稿ではかくの如き使人を便宜上「監喪使」と約称することとするが、管見の限りこの監喪使を対象とする論考は見当らぬようであり、またその実体についても「監護喪事」なる字句から導かれる漠然としたイメージ、例えば「葬儀全般の監督者」や当世の所謂「葬儀委員長」的存在以上の理解に及んでいないのではないかと察せられる。そして、かく監喪使が従来研究対象とならず、またその実体についての理解も漠然としたイメージにとどまっていることの主因は、先の「監護喪事」なる措置がこれまた周知の如くわが喪葬令百官在職条に規定されていること、正しくそれ自体に存すると思われるのである。左にその令文を掲げよう(傍線圈点筆者、以下同)。

養老喪葬令百官在職条

凡百官在職、職葬卒、当司分番会喪、親王及太政大臣、散一位、治部大輔監護喪事、左右大臣及散二位、治部少輔監護、三位、治部丞監護、三位以上及皇親、皆土部示礼制、内親王、女王及内命婦亦准此、

即ち、その中段(傍線部)が監護喪事についての規定(以下、便宜「監喪規定」と称する)であるが、この養老令監喪規定は大宝令まで溯及するとして差支えない。而して、吾人は共に正史に散見する監喪使をば安易に本規定の適用実例と看做してきたのではあるまいか。しかし乍ら、後に見る如く、右の監喪規定が実は唐令の大略直模直訳であることを思う時、また監喪使についての一次史料がないばかりか貴人・「大臣」<sup>大臣</sup>(以下かく鉤括弧を附してわが国の大臣と区別する)の薨去に際しその喪事を監護した旨記述することが中国正史列伝等の一般であることを知る時、わが正史に見える監喪使を安易に叙上の如く看做すことには尠からぬ疑念を覚えるのである。本稿はかかる疑念を実態的に検討することによって、わが上代監喪使に関する従来の一般的理解を些少なりとも前進せしめんとするものである。

猶、小論では右の目的に到達する方途として敢て中国における監喪規定と監護喪事の実態を検討するが(第一章・第四章)、固より門外漢の能く論尽する所ではない。略叙するにとどめさせて頂くと共に、識者の高批を切願する次第である。

① 以下、わが国の史料は特に断らぬ限り新訂増補国史大系本によるものとする。

② 記事によっては「監護葬事」とするものも見受けられる。厳密には喪と葬とは峻別されるべきであるが、実際にはまま通用され、またよし峻別されていたとしても本稿の所論に直接の影響を及ぼさないので、以下兩者の區別に特に意を用いることはしない。また本稿において「葬儀」・「喪礼」と称するものはいずれも喪葬兩者を含む広義のものとする。

③ 『令集解』本条古記による直接的な字句復原は「監護」以外不可能であるが、同古記は左の如き問答を立てている。

問、外官及使人薨卒、誰人監護、答、外官及使人不限貴賤、皆国郡司随便監護耳、

即ち、これによれば古記は外官及び使人について令文(大宝令)がふれていないことを問題とし、その場合には貴賤の別なく全て便宜国郡司がその喪事を監護するのであるが、この註釈は逆に大宝

## 第一章 隋唐監護使差遣例の検討

わが大宝・養老兩令の監喪規定が諸多の規定と同様、唐令文の継受によって成立したものであることは疑いを容れない。仁井田陞氏はわが監喪規定に相当する唐令文として、『大唐六典』及び『唐会要』に抛り左の如き開元七年(七一九)の令文を復原されている。<sup>①</sup>

諸詔喪大臣、一品則鴻臚卿護其喪事、二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀示以制、

いうまでもなく右は大宝令成立以後にかかるものであり、大宝令制定者は直接この条文を参看したのではない。彼らが参看したとされる永徽令文は復原されていない。しかし、仁井田氏はこれらの唐令に先立つ隋の開皇令を『隋書』及び『通

令本条においては在京薨去者の場合、その貴賤に応じて、特定の官人が喪事を監護する旨の規定が存したことを示唆しているのである。また、本文第一章にてふれる如く、わが国においてこの監喪規定を制定する際参照したと思しい唐(永徽)令文が養老令本条と大略同様の構造を有していたと推考されることも復原の根拠となる。而して、大宝・養老兩令間の異同の趨勢を顧慮すれば最早こちたぎ證議は不要であろう。但し、更に溯って淨御原令における存否如何については不明とする外ない。その所以は小論によって明かになると信ずる。

④ 例えば熊谷公男「治部省の成立」(『史学雑誌』八八一四、昭和五四年)が大宝令前紀における監喪使差遣記事の所在を根拠に淨御原令監喪規定の存在を推定しているのはかかる認識を前提としている。瀧川政次郎「志貴親王の葬列と素服」(同『萬葉律令考』所収、昭和四九年)も同断である。筆者もかつて第九回古代史サマーセミナー(昭和五六年八月、愛媛県東予市)において同様の認識を前提とする口頭発表を行なったことがある。

典』に拠って左の如く復原されており、<sup>⑧</sup>

諸正一品薨則鴻臚卿監護喪事、司儀令示礼制、二品已上則鴻臚丞監護、司儀丞示礼制、(下略)

これによって先の開元七年令に至る間の永徽令を含めた唐令が多少の変改を施し乍らも同種の監喪規定を収めていたことが推定されるのであり、また事実その間の実態を検討すればかく推定して大過なきことが知られる(後述)のである。猶、隋開皇令においては対象薨去者を正一品と二品以上の二ランクに分別し、一方唐開元七年令においては一品・二品・三品の三ランクに分別するが、これもまた実態を通観すれば永徽令を含む未復原の唐令においては開元七年令と同様であったことが充分推定されるのである。しかし直接の証左こそ缺くものの、わが国の大宝令制定者は唐令(永徽令)に倣って対象薨去者を三ランクに分別し、監喪担当者については唐令の鴻臚寺官人一名を治部省官人一名に置換して令文を治定したと想定される。即ち、わが国の監喪規定は概ね唐令文の直模直訳によって成立したと称して差支えない。尤も、彼我に顯著な相違の存しないではない。即ち、唐令においては「大臣」<sup>クイジン</sup> 貴臣のみを対象とし、あくまでその官品が基準となるのに對し、わが令においては貴臣のみならず親王をも対象に含めている点がそれであるが、この点については後述(第四章)することとして、ここではわが国の監喪規定が概ね唐令を直模直訳して成立したものであることを確認しえればよい。

されば、わが国がかくの如く継受した監喪規定は中国本土においては実態上如何に運用されたであろうか。次にこの点を先の開皇令施行以後の隋唐代に限って検討することとしたい。猶、少くとも唐代においては喪事を監護する使人を屢々「監護使」と称したことが知られるので、本稿でもかかる称呼を用いてわが監喪使と区別する。

さて、『隋書』卷二十七所載の李穆伝には、

開皇六年薨于第、年七十七、(中略)詔遣<sub>王</sub>黃門侍郎監護喪事、(下略)

なる記事が見え、上柱国太師李穆の薨去に際し黃門侍郎が遣わされてその喪事を監護したと伝える。これは該期において年時の明かな諸例の初見であるが、かく「監護喪事」の字句が明示されている例の外に、たとい明示なき場合においても

第1表

⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
貞觀 9	開明元 5	開明元 5	12	11	8	大業 2	仁壽年間	?	?	10	開皇 6	
?	11	6	10	6	2	7	六〇一—六〇四			8	8	
六三五	六三七	六三九	六一六	六一五	六一二	六一二	六〇六	五九〇	五八六	五八六	五八六	
正三品	從一品力	正四品上	從一品	從一品	從一品	從一品	正四品上	從三品	從二品	從一品	從一品	
武士護	清河太夫人李氏	元買得	宇文述	范安貴	觀王・雄	楊素	趙綽	元暉	趙芬	豆盧勣	竇榮定	李穆
并州大都督	鴻臚少卿	殿中少監	鴻臚	詔使	鴻臚	鴻臚	鴻臚	鴻臚	鴻臚	鴻臚	左衛大將軍	黃門侍郎
(東宮五品)	工部尚書	王暹	趙方海	李勣	唐儉	盧義恭	(二人)	閣立德	享	長孫知人	韋思齊	閻立行
監護喪事	檢口凶事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事
英華 八七五	補正 一五〇	全唐文 一五〇	全唐文 九九一	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八	全唐文 八



上代監喪使考 (虎尾)

63	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	
28	25	23	22	21	17	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	3	3	5	10	10	6	開元?	延和元	景雲元
?	11	11	6	3	20	閏9	7	2	8	4	3	10	正	4	3	10	10	6	5	7	5	7	7	11	
七四〇	七三七	七三五	七三四	〃	七三三	七三二	七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七二〇	七一九	七一八	七一七	七一五	〃	七一四	七一四	七一四	七一四	七一四	七一四	七一〇
從二品	從一品			正三品	從三品	從二品	正一品			從三品	從三品	正三品	從三品	從一品	從三品	正三品	從三品	從二品		正三品	正三品	正二品	正三品	正三品	正三品
杜暹	宋璟	三藏法師	代國公主	裴光庭	寶希球	金仙公主	韋抗	和麗妃	鄭國公主	涼國公主	撥川郡王	王仁孝	郭知運	褚无量	王仁敏	馬懷素	寶希瑊	姚懿	張仁愿	高安公主	唐瑋	蘇璠	蘇璠	蘇璠	蘇璠
中使	河南少尹	鴻臚丞	〔	撰鴻臚寺卿(左庶子)	京兆少尹	鴻臚少卿	京兆尹	河南令	河南尹	京兆尹	長安令	萬年令	都水使者	京兆尹	京兆少尹	撰大鴻臚(尚書)	河南少尹	將作大匠	(二品官)	(五品官)	司農少卿	大鴻臚	(官四品)	撰大鴻臚(京兆尹)	大鴻臚
崔積	李現	李	田資庭	裴允	元復		馮延休	孟溫礼	孟溫礼	總徒	章令	張景洪	劉知柔	崔琬	秦守一	章湊	李彦	張曄	張曄	張曄	張曄	張曄	張曄	張曄	張曄
視其喪事	監證喪事	監證喪事	監證喪事	備監證之儀	監證喪事	監證喪事	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副	副
旧唐書	全唐文	全唐文	全唐文	英華	英華	英華	全唐文	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	全唐文	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華
九八	三四三	五三八	二七九	九〇二	八九三	八九六	二三一	九三三	九三三	八九一	九一三	九〇七	八九六	九一三	九九五	九〇一	五〇	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	八八三

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69		
12 · 正	11 · 8	10 · 6	9 · 8	貞元 3 · 7	2	興元 元 · 正	12 · 12	10 · 10	10 · 4	9 · 10	大歷 4 · 11	永泰 元 · 4	2 · 7	2 · 6	廣德 元 · 9	2 · 4			上元 元 · 正	乾元 2 · 7	7 · 5	天寶 11 · 5	29 · 11	
七九六	七九五	七九四	七九三	七八七	七八四	七七七	七七七	七七五	七七四	七六九	七六五	七六四	七六四	七六三	七六一			七六〇	七五九	七五二	七四一			
從七品上 方	從二品	正一品 力	從一品	從二品 力	正四品 下力	從三品	從一品	正三品	正三品	從一品	從一品	正一品 力	從一品	從一品	從一品						從一品			
柳鎮	馬燧	李包真	李晟	張延賞	王定	皇甫 ?	張光祚	鄭王· 邈	裴遵慶	薛舒	信王· 瑋	裴冕	苗晉卿	李光弼	和政公 主	李懷	王思禮	興王· 侶	靖德太 子	楚金禪 師	慶王· 珙	寧王· 憲		
殿中監	萬年令	京兆尹	京兆尹	京兆尹	京兆尹	兵部郎 中	有司	京兆尹	京兆尹	京兆尹	京兆尹	京兆少 尹	京兆少 尹	京兆尹	京兆尹	京兆尹	京兆少 尹	京兆少 尹	京兆少 尹	右僕射	少府監	京兆尹	太子少 師	左僕射
李輔忠	韓卓	李充		皇甫政 爽	黎幹	良牧		黎幹																
監備凶 札	副	護喪	議喪	監護喪 事	□護喪 事	護葬	當護喪 事	監護喪 事	護喪事	監護喪 事	護喪事	護喪事	護喪事	監護喪 事	監護喪 事	監護喪 事	副	監護使	副	監護	監護	副	監護使	監護使
英華	英華	英華	英華	舊唐書	全唐文	英華	全唐文	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華	英華
九七〇	九七四	九三七	九三三	五二六	五二二	八四四	五二一	八三九	一〇〇	七七五	八八五	九三五	一一三	一一〇	三四四	九五一	一一〇	三三	二六	一〇四	三三	三五	九五	



年時不明	92	93	94	95	96	97	98	99	100
	元和5・11	6・2	閏12	長慶2・12	開成4・3	會昌4・11	咸通12・正		
	七九〇	八一〇	八一	八二二	八三九	八四四	八七一		
	從一品	從一品カ	從一品	從一品	正一品				
	渾瑊	會王・繡	張茂昭	皇太子寧	韓公	裴度	魏夫人趙氏	衛國公主	胡空天師
	京兆尹	京兆尹	京兆尹	知内侍省事	京兆尹	京兆尹	京兆尹	京兆尹	供奉
	王播	彭猷忠	鄒復	薛能	楊復				
	監護	監視葬事	監護使	監護喪事	外監護	内監護	監護葬儀		
	碑林	舊唐書	英華	全唐文	舊唐書	統編	舊唐書	萃編	
	二六〇	一四一	九三二	五六二	一七〇	一一	一九	五三	

〔凡例〕

- 一、年月は原則として薨去時によるが、改葬・合葬時も含む。
- 二、官品は散官による。不明の場合は職事官より推定。
- 三、監護使の官職は原則として史料の記載に従うが、若干改めたものも存する。また官職名に非ざるものは括弧を附す。
- 四、史料上監護使の員数のみ記して氏名を記さぬ場合はその員数を括弧を附して記す。
- 五、出典の略号・テキストは以下の如し。
  - 隋書……………『隋書』・中華書局排印標点本
  - 舊唐書……………『舊唐書』・同右
  - 新唐書……………『新唐書』・同右
  - 集 積……………趙萬里『漢魏南北朝墓誌集積』・鼎文書局印行本
  - 英 華……………『文苑英華』・中華書局影印本
  - 全唐文……………『欽定全唐文』・経緯書局影印本
  - 詔令集……………『唐大詔令集』・商務印書館排印本
  - 萃 編……………『金石萃編』・芸文印書館印行「石刻史料叢書（甲編）」本
  - 統 編……………『金石統編』・同右
  - 補 正……………『八瓊室金石補正』・同右
  - 墓 誌……………饒宗頤『唐宋墓誌』・遠東学院蔵拓片図録（一九八一年）
  - 隋唐墓……………中国科学院考古研究所『西安郊区隋唐墓』（一九六六年）
  - 碑 林……………西川寧『西安碑林』（昭和四一年）
  - 考古・文物……………『考古』、『文物』（雜誌）
- 六、出典略号の数字は巻数・史料番号または頁数を示す。但し、雜誌の場合例えば「七八―三」は一九七八年第三期を示す。
- 七、出典欄には主たる書名一点を掲げるとどめる。

明かに監護使の差遣を示すと判断される諸例をも含めて広く正史・金石文等に監護使の実例を措撫し、それらを自余の史料と照合しつつ整理して掲げたのが第1表である。固より不完全の譏りは免れないが、少くともこれによってその大勢を論ずることは許されよう。以下復原・未復原（推定）の隋唐令監喪規定を一括して隋唐監喪規定と称し、本規定の遵守如何という観点から第1表所見の要を述べることとしたい。猶、一次史料を含めた諸史料に散見する監護使が本規定の適用実例であることは疑いを容れない。

第一に薨去者の官品について。ところで、隋唐監喪規定によれば二品以上或は三品以上が監喪対象者となるのであるが、実はこの場合の官品が散官のそれを謂うのか、將又職事官のそれを指すのかは判然としない。本表においては、薨去者には勢い高齡の致仕者が多いという事情を考慮して敢て散官の官品のみを記して煩を避けたが、仮に前官を含めた職事官の官品によるとしても大略正従一階乃至一品の相違を来すにとどまるのであって、いずれにしても若干の例外はあるにせよ、一般に隋唐監喪規定からの甚しい逸脱は認められない。さらに念の為に附言すれば、『文苑英華』・『欽定全唐文』等は詩文集という性格上、四品以下の官人の墓誌・神道碑等も各々一個の対等な作品として数多収載しているにも拘らず、それらには三品以上の如き監護使差遣の記述が殆ど見られないのである<sup>⑤</sup>。そして、近年出土のものを含めて当時の墓誌・神道碑などの中で大略三品以上に限って監護使のことが記されていることはこれらが後世の編纂史料でないだけに、この監護使が正しく隋唐監喪規定に基づいて差遣されたものであることを示しているのであるが、さしあたり薨去者の官品という点において隋唐監喪規定はよく遵守されていると看做しうるのである。猶、薨去者には「大臣」のみならず王・公主などの皇子女も尠からず見えているが、これが何ら怪しむに足らぬことは後述する（第四章）。

第二に監護使の官職について。隋唐監喪規定によれば鴻臚寺官人（卿・少卿・丞）が監護喪事を担当するが、実態上果して鴻臚寺官人が監護使を担当したであろうか。かかる観点から第1表を概観すると、隋代を除いては非鴻臚寺官人による監護使がむしろ一般であったかの如く看做されよう。しかし乍ら、かような概観をもって直ちに、監護使担当者の官

職に関する限り隋唐監喪規定は隋代を除き概ね遵守されなかった」と評するのは早計に過ぎるといわねばならぬ。何となれば、仔細に検討してゆくと唐代においても僅少乍ら鴻臚寺官人による監護使が存することと併せて、「撰鴻臚卿」（撰大鴻臚<sup>⑦</sup>・「撰同文正卿」・「撰鴻臚少卿」）による監護使担当例の存在が極めて重要な意味を有するからである。この「撰鴻臚卿」とは何らかの事情によって他司の官人が臨時に鴻臚寺の職務を代行したことを示すものであり、第1表には便宜上「撰鴻臚卿」の如く記しておいたが、現に史料上には例えば左の如く見えているのである。

①⑦ 仍令工部尚書閻立德撰鴻臚卿監護、

②⑧ 仍令京官四品五品内一人撰鴻臚卿監護、

即ち、①⑦では工部尚書閻立德が、また②⑧では京官四品或は五品の中から一名が、各々鴻臚卿の職務を代行する形で監護使に任命されたことが知られるのである。また、監護使任命に際してのかような撰官は「撰鴻臚卿」以外には全く存しないことにも留意せねばなるまい。

さすれば、吾人はこの「撰鴻臚卿」の所在によって、隋代のみならず唐代においても監護使はあくまでも鴻臚寺官人によって担当されねばならぬとする原則の厳存を確認しうるのである。「撰鴻臚卿」とはかかる原則を前提として始めて講ぜられる便法に外ならぬ。即ち、唐代においても監護使は鴻臚寺官人が担当するのが原則であり、その原則に従って実際に鴻臚寺官人を監護使とすることもあったが、何らかの事情によってそれが叶わぬ場合は諸他の官人を以て鴻臚寺の職務を代行せしめたのであり、それ故、これもまた一時的乍らあくまで鴻臚寺官人としての監護使担当であったことを見落してはならぬのである。<sup>①⑧</sup>

尤も、かかる諸他の官人による監護使担当について「撰鴻臚卿」の如く明記する史料は全体の中では少数に属する。しかし乍ら、ここにおいて注意を致さねばならないのは監護使任命を伝える史料の大半が墓誌・神道碑・正史列伝などの類であることである。即ち、それらは本来生前の官歴・行状などを中心に故人についての讚辭的叙述を行うことを旨とする

ものであり、その故人の葬儀において監護使が如何に任命されたかの如きはその主旨と直接関係ないのである。抑も、監護使任命の事実すら記されぬ場合も恐らくは尠くないのであり、また記されたとしても贅言を費さぬのがむしろ一般であったとせねばなるまい。監護使任命の事実が簡潔に記されれば充分なのであって、監護使が誰人であるかということすら省略して毫も支障なく、實際第1表を見てかような例は多いのである。況や、その監護使が諸他の官人による鴻臚寺職務の代行である旨まで敢て記される必要はない。剩え、当時かかる職務代行が一般であり常識であったとすれば尚更に省かれて然るべきであろう。而して、叙上の史料的人格に注意を致すならば、吾人は史料上に頭われたる監護使担当者のも多様に幻惑されてはならないのであり、彼らはたとい鴻臚寺官人に非ずとも臨時にやはり鴻臚寺官人として、即ち「撰鴻臚卿」として監護使の任にあつたことを俾にして省略を免れた史料によって推認せねばならない。また、事實第1表において薨去者を監護使担当者によって鴻臚寺官人・「撰鴻臚卿」・上記の明示なき諸他官人の如く三群に分類したとしても、その間に際立った相異は何ら認められないのである。

猶、附言すれば、八世紀初頭以降は一般に京兆府―長安・萬年兩県と河南府―河南県の如き東西兩都をその管轄下におく官司の官人（尹・少尹―令）が監護使の任に就く傾向が窺われるが、これは鴻臚寺（卿）職務の代行をそれまで不特定官司官人に命じていたものを都城管掌官司官人に収斂せしめたものと理解すべきであろう。薨去者の居地及び葬地が多く兩都とその周辺に位置することと恐らくは密接な関連を有するものと思われ、またかかる任命の傾向がわが国にも或は影響を及ぼしたかとも考えられぬではないが、この新傾向について論及する余裕はない。それ故、ここではかかる傾向の顕著な時期にあつても自余の官人による監護使担当例の存することと⑬の事例とによって明かな如く、這般の都城管掌官司官人による監護使もまたやはり鴻臚寺（卿）職務の代行であつたことを確認するにとどめたい。

かくして、隋唐代を通じて監護使はあくまで鴻臚寺官人によって担当されねばならぬとする原則が看取されたのであるが、いうまでもなくかかる原則の法源は隋唐監喪規定そのものに外ならない。即ち、監護使の官職という点においても本

規定は如上の限りで緩漫乍ら一応遵守されたと看做しうるのである。

第三に監護使の員数についてであるが、知られる限り隋唐代を通じて大半は一名であることに注目したい。複数の場合も④の四名を除いて全て二名であり、さらにその殆どの事例において後一名に史料上「副(使)」「介」などと附記が施されていることからすれば、逆に監護使は本来一名を原則とし、薨去者の地位によって大規模な葬儀の予定される場合に限り特例的に補佐一名の増員もあったと考えるべきであろう。現に複数名の監護使が任じられた薨去者には王・公主及び外戚<sup>⑤</sup>が多いのである。また、監護使の姓名について記されていない場合もその員数については「一人」と明記されていることも先の原則の所在を示唆している。而して、かく監護使の員数が通常原則的に一名であったことはやはり先の隋唐監喪規定における監護使(鴻臚寺官人)が一名であることとよく合致しているのである。従って、本規定は監護使の員数という点においてもまた遵守されていると看做して差支えない。

以上、第1表によって知られる隋唐監護使の実態に若干の検討を加えて来たのであるが、薨去者の官品・監護使の官職及びその員数のいずれについても先の隋唐監喪規定は、厳密な意味においてはともかく、大勢としては緩漫乍ら遵守されていると評してよい。即ち、隨唐における監護使は監喪規定に準じて大略散官三品以上の薨去者を対象に本官または撰官の鴻臚寺官人一名によって担当されるのが一般であったのである。猶、叙上の実態所見によっても、わが国が母法とした唐永徽令に開元七年令と大略同様の監喪規定が存したことは明かであろう。<sup>⑥</sup>

されば、かかる監喪規定を直模直訳的に継受し大略同様の規定を有するわが国の監喪使の実態は如何であろうか。隋唐における所見を念頭におきつつ本章を更めてこの点を検討することとしたい。

- ① 仁井田陞『唐令拾遺』(昭和八年)八二頁。
- ② 瀧川政次郎『律令の研究』(昭和六年)一四二頁。
- ③ 仁井田陞『唐令拾遺』(前掲)八一―三頁。
- ④ 夙内に藤乾吉「近江令の法官・理官について」(同『中国法制史考

証」所収、昭和三八年)が指摘し、近年熊谷公男「治部省の成立」(前掲)が重ねて確認された如くわが理官・治部省は基本的には唐尚書省礼部に範をとったのであるが、かかる令文の治定から明かな如く結果的には鴻臚寺の職掌をも継承したのである。同様の一例として雜令造

僧尼籍条を指摘しうるのであろう(『唐令拾遺』八五九頁参照)。猶、唐令の「鴻臚寺官人」を「治部省官人」に置換したのは治部省が職掌に「喪葬」を有する(『養老職員令治部省条』)故であること改めて喋々するまでもあるまい。

⑤ 第1表⑩の裴希憚は齊州長史を極官とした故、その散官は従五品上かと推測される。彼は既に永徽元年(六五〇)に死去しており、景龍三年の監護使差遣は同じく既に乾封二年(六六七)に死去している夫人京兆韋氏との合葬に際してとられた措置であったが、これは当時嫡孫裴巽が中宗二女宜城公主を尚主(『唐会要』卷六公主)して皇帝の女婿となっていたことによる例外的な優遇措置と看做すべきであろう。また⑩の柳叙(柳宗元の父)は殿中侍御史を極官とした故、その散官は従七品上かと推測され、かくの如き卑官に対して監護使が差遣されたことは例外中の例外とすべきであるが、その監護使に上司たる殿中監が起用されていることからすれば抑も諸他の事例と同日に扱うことに疑問の余地もないではない。

⑥ 鴻臚寺は光宅元年(六八四)に司賓寺と改称され神龍元年(七〇五)旧に復した(『通典』)。従って第1表⑨に見える「司賓卿」は鴻臚卿と同官である。

⑦ 大鴻臚は鴻臚寺・鴻臚卿の古称であり(『通典』)随唐代においても屢々用いられる。

⑧ 鴻臚寺は龍朔二年(六六二)に同文寺と改称され咸亨元年(六七〇)旧に復した(『通典』)。

⑨ 撰官については左の如き逸話が参考になるであろう。即ち、唐代の故事によれば三公冊拜においては中書令が冊書を宣読し門下侍中が奉礼し、もし両官に支障あらば宰相がその官を「撰」するとされてきた。ところが貞元三年(七八九)李晟を三公の一たる太尉に冊拜するに及びかねて李晟とは不和の間柄にあった宰相(同中書門下平章事)

張延質はその礼を軽辱せんとして宰相ならぬ兵部尚書をして中書令を撰官せしめ世の批難を受けたという(『旧唐書』張延質伝)。而して、抑もかかる撰官がなされたのは外ならぬ李晟が既に中書令を兼官していたからであり、従って中書令による冊書宣読が事実上不可能であったからである。

⑩ 例えは第1表⑩の場合、大鴻臚劉知柔が「持」節齋書社弔」したために京兆尹張暄が鴻臚卿を撰官したものと想定される(『文苑英華』卷九三三・『新唐書』卷八三)。

⑪ 第1表⑪は隋末の権臣王充が皇帝を僭号して唐初に建國するも卒爾として滅亡させられる鄧(『隨書』卷八五)の事例である(『開明』は鄧の年号)が、かく官制の具備すら疑わしい「國家」においても「鴻臚少卿」が監護使を担当したと記されている事実は少くとも隋代における鴻臚寺と監護使との密接な関係を示唆しているといえよう。

⑫ 同人物について、その墓誌・神道碑に監護使任命の事実が記されているにも拘らず正史列伝にそれを缺く例は枚挙に遑なき程であるが、その逆の例も存する。即ち、第1表⑬の場合がそれであり、表示の如く『旧唐書』李晟伝には監護使任命のことが明記されているのに対し、『金石萃編』卷一〇八及び『欽定全唐文』卷五三八所収の神道碑にはそれが省かれているのである。

⑬ 第三章註⑥に若干ふれる所がある。

⑭ 実は隋代においても撰官による監護が屢々行われたのではないかと疑われる。何となれば、開皇三年(五八三)より同十一年(五九二)に至るまでの間鴻臚寺は廃省されて太常寺に吸収されている(『通典』)からである。従って、その間の事例たる第1表⑭⑮及び⑯は全て撰官による監護使と考えねばならない。就中、⑯の事例はたゞ「附書」において「鴻臚」による監護が行われたと記されていないも実際には「撰鴻臚」によるものも存したのではないかという疑いを抱せるので

ある。

⑮ 第1表⑮に見える饗希城の父饗孝詔は女を睿宗皇后とすることによって帝室の外戚となり、希城らも別氏たるを以て玄宗より甚しく優寵されたという(『旧唐書』卷一八三)。また、同じく⑯に見える王仁敏は玄宗皇后の父であり、やはり玄宗はその故を以て仁敏を厚遇したことが知られる(同上)。

⑯ 殊に第1表⑯の「撰鴻臚少卿」が注目される。唐においては永徽令

## 第二章 監喪使差遣例の検討

わが正史(『公卿補任』の一例を含む)①に散見する監喪使差遣記事は本稿冒頭に引いた『続日本紀』文武三年(六九八)七月癸酉条を初見とし、『三代実録』貞観六年(八六四)八月丁巳条を最後とする。その間、監喪使についてその姓名・位階・官職等を明記する記事は三六例を計えるが、その外に例えば『続日本紀』慶雲二年(七〇五)五月丙戌条の如く

三品忍壁親王薨、遣<sub>レ</sub>使監<sub>二</sub>護喪事<sub>一</sub>、(下略)

とのみ記して監喪使についての具体的記載を缺くものも十一例存する。また、左掲の『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)四月己酉条に

大宰帥三品葛井親王薨、(中略)朝廷因<sub>レ</sub>循旧典、遣<sub>二</sub>監喪使等<sub>一</sub>、(下略)

と見える「監喪使」は本稿所称の監喪使を指すものとみて誤らない。それ故、かの十一例及びこの「監喪使」一例も併せて計四八例を整理して第2表に収めることとする。ところで既述の如く本稿は抑も正史に散見する監喪使差遣記事をわが監喪規定の適用実例と看做しうるか否かを検討課題とするものである故、以下には本規定との関係如何という観点から所見の要を述べることとしたい。

先ず第一に指摘しておかねばならないのは、監喪使差遣に及んだ薨去者が若干の例外を除いて全て親王・内親王・大臣

頒行以後儀鳳四年に至るまでに二度乃至三度の刪定が行われているが、この「撰鴻臚少卿」の所在によって、少くとも儀鳳四年当時の現行法においては先の開元七年令文と同様に官品二品の死去者に対して鴻臚少卿が監護する旨の規定が存したことが想定される。因みに、⑯の薨去者泉男生の職事官は右衛大将軍であり、その官品は正三品であるので、隨唐監喪規定という官品とは第1表の如く散官のそれであった可能性が高い。





上代監喪使考（虎尾）

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17							
11 6	9 12	11 4	8 2	6 4	6 6	10	弘仁 3 8	大同 4 5	15 7	7 5	延曆 3 10	12	天 元 9 2	5 5	4 10	3 7							
八二〇	八一八	八一七	八一五	八一五	八一五	〃	八一 二	八〇 九	七九 六	七八 八	七八 四	〃	七八 一	七七 八	七七 三	七七 二							
无 品	從 二 位	四 品	二 品	无 品	无 品	從 二 位	无 品	三 品	正 二 位	從 三 位	從 三 位	三 品	三 品	三 品	二 品	四 品							
	右大臣 治部卿					右大臣		右大臣		夫人	尚藏兼尚侍												
駿河内親王	藤原園人	坂本親王	朝原内親王	甘雨備内親王	業子内親王	藤原内麻呂	布勢内親王	高志内親王	藤原繼繩	藤原旅子	阿倍古美奈	禊田親王	能登内親王	坂合部内親王	難波内親王	衣縫内親王							
					從四位下	從三位	從五位下	從五位下	正四位下	正三位	從五位上	從四位下	從四位下	從四位下	從四位下	從四位下							
					右京大夫	參議 兵部卿	文書頭	參議	治部卿	參議	中納言兼 中務卿	散位	散位	皇后宮大夫	左大弁兼 刑部卿	陸奥守	刑部卿 (縫殿頭)	右大弁	左大弁	上總守	上總守 (伯耆守)		
					藤原真嗣	藤原繩主	弟村王 文室末嗣	孝志濃王	藤原小黒麻呂	松井淨山	当麻永繼	佐伯今毛人	石川垣守	紀古佐美	石川豐人	孝志濃王	大伴家持	石川豐人	孝志濃王	佐伯今毛人	桑原王	奈关王	桑原王
									等四人														
後紀	後紀	紀略	紀略	紀略	後紀	後紀	後紀	紀略	補任	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	統紀	



備考欄の\*印は監喪使についての具体的記載(位階・氏名など)を缺くもの。

⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
貞観 6・8	・4	3・2	嘉祥 2・正	15・5 ・12
八六四	〃	八五〇	八四九	〃
正三位	三品	无品	従二位	従二位
女御			尚侍	右大臣
藤原貞子	葛井親王	秀子内親王	百濟慶命	橘氏公
従四位下	正四位下	従四位上	従四位下	従四位上
散位	参議 大藏卿	左京亮 兵部大輔 木工頭 右京亮 左京亮	兵部大輔	参議 式部大輔 治部大輔 兵部大輔
弘宗王	源生	飯高永雄 橘枝主 興世書主 豊江王	藤原緒教 飯高永雄 美志真王 豊江王	豊野貞主 房世王 豊江王 豊江王
	監喪使		并五位三人	
三夷	文夷	統後	統後	統後

もしくは三位以上帯位者である点である。いうまでもなく、これらは殆どわが監喪規定の適用対象に該当するのであり、しかも本規定の用語たる「監護喪事」を用いていることからすれば、一見わが国の監喪使が先の隋唐と同様わが監喪規定に基づいて差遣されたかの如くに思われよう。しかし乍ら、ここで考慮しておかねばならぬのは、わが国において監喪使のことは編纂史料たる正史(及び正史と密接な関係を有する『公卿補任』)にのみ見え墓誌などの一次史料には一切頭われないという点である。ここに隋唐との大きな史料の相違が存する。また薨去者の身分を今少し仔細に見てゆくと、親王・内親王が圧倒的多数を占め次で大臣(前官を含む)・高級官人の順になるが、大臣以外の三位以上男官が淨御原令制

下の大納言<sup>②</sup>と僧正<sup>③</sup>を除いて全く顧われないことも不審とすべきである。この点は後述する如く監喪使の実体を解明する上で重要な意味をもつが、ともかくも以上の隋唐との史料の相異や所見上の不審を考慮するならば、先の所見は正史における監喪使差遣記事の薨去者が監喪規定の適用対象者に該当し、また彼らに対する何がしかの措置が「監護喪事」と称されたことを示すにとどまるであらう。

次で第二に指摘しておかねばならないのは、知られる限り監喪使として差遣された官人の大半が非治部官人であり、剩<sup>④</sup>えその員数も殆どが二名以上の複数であるという点である。この中、後者について念の為に附言しておけば、差遣記事において監喪使の官人名が一名しか掲げられていない場合でも、多くはその姓名の下に「等」字や「并五位三人」の字句が附加されており、実際にはその一名を含む複数であったことが知られるのである。隋唐において多く一名を示す表現がとられたことと正しく対照的といわねばならない。猶、員数の明示されている諸例を今一度眺めてみると、その大半が二名もしくは四名の五位以上官人であることも監喪使の実体解明上注意されるのであるがこの点についても後述に譲りたい。とまれ、かかる所見は先の監喪規定と著しく乖離しているとせねばならぬ。何となれば、この規定において監護喪事は一名の治部官人が担当することと定められているからである。尤も、前章においてみた如く隋唐においても複数の非鴻臚寺官人による監護喪事が行われたのであるが、にも拘らず彼地にあつては基本的に「鴻臚寺官人一名」の原則が維持されていたと看做しうることもまた既述の如くである。しかし乍ら、わが国の実態において「治部官人一名」の原則を認めることは史料上不可能といわざるをえない。

かくして、第2表より抽出されたる知見を併考すると、正史に散見する「監護喪事」は、その対象薨去者については喪葬令監喪規定に該当し乍ら、担当者については同規定と全く相違して不特定の非治部官人複数名たることが一般であったと看做されるのである。而して、このことから、本来治部官人一名が専当すべき監護喪事は行われず代つて非治部官人複数名が「監護喪事」（と正史が称する任務）を担当したという意味での法と実態との乖離が導かれるであらう。

しかし乍ら、ここで慎重を要するのは、右の論定は監喪規定にいう「監護喪事」とが同内容であったということを必ずしも意味しない点である。むしろ両者は内容的には全く異なっていたのではないかという疑念が生起するのである。尤も、抑も監喪規定における監護喪事の具体的内容が不明である以上、かかる疑念自体空虚といえなくもない。しかし、治部官人による監護喪事が凶礼掌管官司としての治部省の職能に適合しており、従って個別の行政部門を個別の官司が担当する律令行政方式の原則からすれば当然治部官人による監護喪事が行われるべきであるにも拘らず、実際には殆ど行われなかったこと、また令に規定された監護喪事は一名によって担当されるべきものであったのに対し、正史における「監護喪事」は複数名によって担当されるべきものであり、従ってそれが治部省職務の単なる代行とは考えにくいこと、さらにまた監喪使の差遣は大宝令前浄御原令制下においても行われ(第2表①②)、それらが浄御原令に基づくものであるか否かは不明とせねばならぬが、その様態が大宝令制以降と同様であることからすれば、逆に大宝令制以降の監喪使が少くとも大宝令前の何らかの古制に基づく可能性があること、以上の諸点を勘案すれば、先の疑念はやはりこれを否定出来ないであろう。しかも、前章での検討結果を踏まえるならば、わが監喪使の実態と隋唐監護喪使のそれとが全く様相を異にすることは明かであり、このこともまたかかる疑念を一層強めるのである。即ち、大略同様の監喪規定の下にあり乍ら、隋唐においては大方これが遵守され、一方わが国においては逆に大方遵守されていない(乖離している)という事実は、わが国の正史における「監護喪事」が隋唐諸史料における「監護喪事」と内容的に異なるものであったことを示唆すると同時に、畢竟わが喪葬令監喪規定の監護喪事とも異なるものであったことを示唆しているのである。それ故、次章では如上の疑念を抱懐しつつ監喪使の実体を追求することとしたい。

① 『公卿補任』延暦十五年(七九六) 糸藤原羅羅尻付に

七月十六日薨(中略)詔遣參木繼兄等四人監護葬事、(下略)

と記されている。尤も底本所注の頭書が「三木繼兄不見、公卿補任如何」と訝る如く、当時の参議に「繼兄」に該当する人物は見出しえ

ない。或は参議從四位下藤原乙叡をかく誤まれるかとも疑われるが、後考に俟ちて暫く措く。猶、『日本後紀』同年七月乙巳糸の羅羅死去記事では単に「遣使監護喪事」とのみ記されている故、ここでは員数を記す『公卿補任』を採る。

② この事例が例外に原することは本稿の所論によって明かになるが、別に第四章註⑩において若干言及する。

③ 『統日本紀』神龜五年十月壬午条によれば、義淵に対しては監喪使が差遣されると共に贈物が贈与された。即ち「純一百疋・絲二百鈞・綿三百屯・布二百端」であるが、これらの中、純は養老喪葬令職事官条に規定された太政大臣の贈物における純五十疋を遙かに凌駕し、同じく布は同数である。『令集解』同条令釈所引の治部省例によれば、正の贈物は正五位（純十一疋・布四十四端・鉄二延）に準ずる（大宝二年七月四日勅裁）であり、それ故如上の義淵に対する贈物が被格の厚遇であったことが知られるが、このことは監喪使の差遣についても例外的措置であったことを示唆しているといえよう。

④ 官職不明者においても別に治部官人の任在官情況を調査することによって、少くとも非治部官人であることが確認・推定されるものも存

### 第三章 監喪使と葬司

前章に表示した如く、わが監喪使は知られる限り七世紀末から九世紀後半に亘って差遣されたのであるが、しかし史料上九世紀においてはこの監喪使の差遣を喪家が辞退したことを示す事例も幾つか見受けられる。それらを左に列挙しよう。

(1) 『統日本後紀』承和十年（八四三）七月庚戌条

致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣喪、依例遣使監護喪事、遺言不<sub>レ</sub>受、（下略）

(2) 同 右 承和五年（八三八）十二月庚戌条

芳子内親王喪、嵯峨太皇太后所<sub>レ</sub>誕第五皇女也、依太后旨、停監護使、

(3) 『文徳実録』仁寿三年（八五三）六月癸亥条

一品大宰帥葛原親王喪、（中略）朝廷監喪、葬儀如常、王家推謝、專從<sub>レ</sub>儉薄、不<sub>レ</sub>敢違<sub>レ</sub>遺令也、

する。即ち、官位相当制に準じて照合すると第2表⑩の孝志濃王（四位下）は明かに治部卿ではなく、また⑫文室末嗣（五位下）・⑬林常雄（五位下）・⑭藤原宗成（五位上）・路水名（五位下）はいずれも治部少輔ではないことが、各々治部卿・治部少輔の实在によって確認・推定される。

⑤ 「監護」について『令集解』喪葬令百官在職条古記は「謂、檢校也、見治也」とし、以下令釈・『令義解』も狹隘な字義解釈にとどまっている。また別に朱説は「凡監護喪事者、至喪所而事訖可監護者」と記してやや審かなるやに思われるが具体的内容については沈黙しているに等しい。周知の如く、一般にかかる観念的註釈は当時の明法諸家の多少とも好む所であって何ら異とするには及ぶまいが、半面私は人の死という不可避の事柄に関する現実的規定の註釈について何故かくも観念的なやを怪しむ者である。

(4) 同右 齊衡元年(八五四)六月丙寅条(①)・同丁卯条(②)

①左大臣正二位源朝臣常薨、(下略)

②贈正一位、朝廷依旧、遣監喪贈位使等、依有遺令、喪家確辭不受、

即ち、先づ(1)は正しく本稿所称の監喪使が故人の遺言によって辞退されたことを示している。また(2)の「監護使」と(3)の(4)の「監喪(使)」は先掲第2表④の「監喪使」同様、「監護喪事」に由来する語であり、その対象となる薨去者も親王・内親王・左大臣であつて先に見た監喪使差遣の諸例と矛盾を来さない。それ故、これらもまた(1)の如く本稿所称の監喪使が辞退されたことを示すとしてよい。

さて、如上の喪家による監喪使の辞退は(3)にその理由を「專從<sub>レ</sub>儉薄<sub>二</sub>」と記す如く、所謂薄葬思想の盛行を背景とするものと考えられ、事実監喪使の差遣は貞観六年(八六四)八月の一例(第2表⑧)を以て史上より消歇し、また嘉祥三年(八五〇)の一例(第2表⑦)についても『文徳実録』編者は「因<sub>レ</sub>循旧典<sub>一</sub>」と評しており編纂当時監喪使の差遣が既に旧例に属していたことを窺知せしめるのである。そして、かような薄葬思想に基づく監喪使の辞退は朝廷による監喪使の差遣そのものが喪家にとっては相対的厚葬措置であつたことを意味しているのである。ところが、実はかように薄葬を理由に朝廷の厚葬措置としての遣使を辞退した事例は右の如き監喪使のそれにとどまらない。というより、むしろもっと一般的・類型的な事例が広く存するのである。それは例えば左の如き事例である。

『統日本後紀』承和八年(八四一)八月丁卯条

无品安濃内親王薨、不遣葬使、為<sub>レ</sub>彼家早葬<sub>二</sub>也、

即ち、右は喪家による「早葬」を理由として「葬使」が差遣されなかったことを伝えているが、これも喪家が薄葬を理由に朝廷の厚葬措置としての遣使を辞退した事例であることは明かである。而して、この記事を初見として『統日本後紀』及び『三代実録』には同種・同型の記事が散見しているのである。但し、右の「葬使」なる称呼は『三代実録』では用い

第3表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	㉑
承和	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観	貞観
8・8	14・10	11	2・10	4・2	5・正	5・正	7・7	7・7	8・6	11・2	11・2	12・9	12・9	13・5	13・5	7・8	7・8	8・9	元・4
八四一	八四七	〃	八六〇	八六二	八六三	〃	〃	八六五	八六六	八六九	八六九	八七〇	八七〇	八七一	八八一	八八二	八八三	八八四	八八五
无品	二品	從二位	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品	无品
			尚蔵															中務卿	
安濃内親王	有智子内親王	緒繼女王	同子内親王	有子内親王	大原内親王	純子内親王	善原内親王	重子内親王	大井内親王	高子内親王	柔子内親王	其貞親王	真子内親王	勝子内親王	慧子内親王	巨勢親王	惟彦親王	恒貞親王	氏子内親王
紀内親王																			
葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使	葬使
統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後	統後
出典																			

除き全て親王・内親王であり、両者が有品・无品に限らず監喪使差遣の対象となったことは第2表を通覧して明かであるが、残る③の從二位尚蔵（緒繼女王）についても第2表に類例⑮從二位尚侍（百濟慶命）が存するのである。而してその

られず、代って「葬儀使」・「縁葬諸司」・「縁葬司」・「葬司」などの称呼が用いられているが、全て同義たることは疑いを容れない。本稿では便宜上これらの称呼を統一して「葬司」と称することとし、且らくこの葬司と監喪使との関係如何を検討することとした。第3表は喪家による葬司辞退の諸例を整理したものである。

さて、本表から吾人が確認しておかねばならぬことは大略左の二点に尽きるといってよい。その一は、この表に掲げられている薨去者は全て第2表で見た監喪使差遣対象者と身分的に同格と看做しうる点である。即ち、第3表に見える薨去者は③を



二は、この葬司辞退の諸例の大半が九世紀後半に集中しつつも時代的に先の監喪使辞退の諸例と交錯する点である。例え  
ば①・②・③などは先掲の史料(1)と殆ど同時代の事例に属するといつて差支えない。

かくして、以上の二点よりすれば、わが正史においては全く同時代・同格の薨去者であるにも拘らず、厚葬措置たる遣  
使の辞退について、一方ではそれが監喪使の辞退として記述され(史料(1)・(4))、また一方では葬司の辞退として記述され  
(第3表)ていることになる。しかも、実際には同一の薨去者に対して監喪使と葬司の両者が差遣され、例えば葬司の行う  
葬儀を監喪使が「監護」したとする想定、将又薨去者によって監喪使と葬司のいずれか一方が差遣され、両者は相互に無  
関係であったとする想定<sup>1)</sup>の成立する余地は共に史料上見出しえない。要するに、監喪使と葬司とを実体上別個と看做す徴  
証は何ら存せぬのである。さすれば、理の赴く処、本稿所称の監喪使と葬司とは実体上同一であったとする推測に到達す  
るであろう。それ故、以下においてはかかる推測の妥当性を検証し、併せて今少し厳密な考定を図ることとしたい。  
最初に葬司に関する『延喜式』の規定についてふれておこう。

『延喜式』太政官・葬官条

凡親王及大臣薨、即任<sup>或任主行所及山作所</sup>装束司及山作司、<sup>隨品高下、亦見葬禮記</sup>送葬之日、勅使二人、<sup>一人持詔書、一人持位記、若無贈位者、一人持贈物、教其使人位階隨亡者高下、</sup>就<sup>第</sup>第

贈、其中納言以上及妃夫人薨時、弔贈亦准<sup>此、事見後式</sup>。

これによると、親王及び大臣の薨去に際して装束司と山作司(或は主行所と山作所)が編成されることが知られるのであ  
るが、第3表の薨去者との共通性からみても、また先述の如く葬司が「縁葬諸司」などと称されることからみても、葬司  
が即ちこの装束・山作両司たることは異論あるまい。而して、その実例も『三代実録』に一例外ら存し、同時にこれは葬  
司辞退の事例に属する故、既に第3表の中に収めておいた(④)が、この史料については後述するので今はふれない。と  
りあえず、ここでは少くとも『延喜式』において葬司は装束・山作両司によって編成されるべく規定され(以下「葬司規  
定」と称する)、実際にもかく編成されんとしたことが先ず枢要である。次で、『続日本紀』はかかる葬司について一切沈

黙しているが実際には八世紀においても葬司の編成されたことが左掲の天平七年(七三五)十一月廿日左京職符<sup>④</sup>によって確認される。

職符 東市司

琉璃玉四口徑二寸、若無者壹一十許口、

右平<sup>ニ</sup>章其<sup>ハ</sup>便付<sup>ニ</sup>遣使坊令御母石勝、進<sup>ニ</sup>送<sup>ニ</sup>舎人親王葬裝束所、符到奉行、

大進大津連船人

大風四比元孫

十一月廿日

即ち、右に見える「舎人親王葬裝束所」とは天平七年十一月十四日に薨去した(第2表<sup>⑩</sup>)舎人親王の葬儀の装束を司るために設置された臨時の機関であり、叙上の葬司規定における葬司の一たる装束司に相当することは確実である。かように葬司が九世紀以前においても編成されていたこと、この点もとりあえず以下の論述に際して肝要といわねばなるまい。

④の事例である。原文を分ち書きの形で左に掲げよう。

『三代実録』貞観二年(八六〇)閏十月辛未条

是日、任<sup>ニ</sup>同子内親王裝束山作等司、

從四位下行越中權守房世王 為<sup>ニ</sup>裝束司長官、

治部少輔從五位下安倍朝臣房上 為<sup>ニ</sup>次官、

判官二人、主典二人、

散位從五位下広山王 為<sup>ニ</sup>山作司長官、

從五位下藤原朝臣大野 為次官、

判官二人、主典二人、

喪家辭而不受、

右は先述の如く『延喜式』葬司規定の唯一の実例であり、同時に本文末行が示す如く喪家による葬司辞退の一例である。これによると、この時の葬司は装束・山作両司共に五位以上の長官・次官各一名、六位以下の判官・主典各二名によって構成されたことが知られる。而して、かく長官・次官に五位以上官人を配し、判官・主典に六位以下官人を任じる構成法は臨時に編成される使官のそれとしては恐らく典型の尤たるものといふべきであり、また少くとも長官一名について五位以上官人を任用する点はいわば原則的構成法と称しても過言ではあるまい。それ故、若干の相違はあるにせよ、諸他の葬司の構成も基本的にはかくの如きものであったと類推して大過ないであろう。

さて、右の構成において殊に注意を惹くのは、葬司が装束・山作両司によって構成され、しかも各々において五位以上官人が二名任用されているが為に、葬司全体としての五位以上官人の員数が四名となっている点である。ここに至って吾人は前章でえた監喪使についての左の如き所見を想起せざるをえない。即ち、第2表によれば監喪使の員数は殆ど全て複数であり、しかも知られる限りにおいてその大半は二名もしくは四名の五位以上官人であったのである。就中、先の同子内親王葬司と時代的に近接する『続日本後紀』所載の諸例においては五位以上官人四名によって構成される監喪使が圧倒的に多いことが注目されよう。されば吾人は両者（同子内親王葬司と監喪使一般）のかかる員数上の符合を単なる偶然と看做しうるであらうか。否。この符合こそは監喪使と葬司とが実体上一であったことを示すものに外なるまい。即ち、先ず「四」という数字は監喪使が二司によって構成され、しかも各々において長官・次官として五位以上官人二名が任用されたことによる（二×二）と想定されるのであり、また「二」という数字については実際には同じく二司四名の五位以上官人が任用されたにも拘らず記事としては長官二名のみを記したか、或は五位以上官人は各々長官一名即ち二司二名で

あったか、そのいずれかによると想定されるのである。<sup>④</sup>そして、いずれにせよ、「二」或は「四」という数字は監喪使を編成する機関が二司であることに基づくと思量されるのである。また、監喪使差遣記事においては六位以下官人については全く記されていないが、これは国史の通例であり、実際には判官・主典として任用されたと想定すべきであろう。

また、右は同子内親王五位以上と監喪使一般との員数上の符合に着目したのであるが、両者の符合は独り員数のみにとどまらず任用官人の帯位についても指摘しえるのである。即ち、同子内親王葬司の場合、五位以上官人の内訳は四位一名、五位三名であるが、監喪使においても全く同様の事例が存する(第2表<sup>⑤</sup>・<sup>⑥</sup>・<sup>⑦</sup>・<sup>⑧</sup>・<sup>⑨</sup>・<sup>⑩</sup>・<sup>⑪</sup>・<sup>⑫</sup>・<sup>⑬</sup>・<sup>⑭</sup>・<sup>⑮</sup>)。殊に<sup>⑮</sup>・<sup>⑯</sup>は薨去者が无品内親王であり、先の同子内親王と共通しているだけに同時代・同ケースにおいて全く同一に等しい構成をとっていると看做しえよう。さらに同子内親王葬司において装束司長官に起用された房世王は嘗て承和十五年(八四六)に右大臣橘氏公の監喪使に起用されている(第2表<sup>⑰</sup>)ことも注目してよい。何となれば、本稿では詳論を避けるが、同一官人の重用が監喪使任用の一特徴として指摘しうるからである。以上、知られる所の葬司(同子内親王葬司)五位以上の構成と監喪使一般のそれとの類似性を論拠の一としておきたい。

次で今一つ注意しておかねばならないのは喪葬令監喪規定と『延喜式』葬司規定との間の些細ではあるが看過し難い相違である。その相違とは令規定において監護喪事の対象となるのは親王・大臣・三位以上帯位者の三者であるのに対し、式規定において葬司編成の対象となるのは親王・大臣の二者である点である。即ち、式規定においては大臣以外の三位以上帯位者は葬司編成の対象とはならぬのである。されば、わが監喪使差遣対象者の実態は両規定の中いずれにより、対応するとすべきであろうか。ここでもまた吾人は前章でえた監喪使についての左の如き所見を想起せざるをえない。即ち、監喪使差遣対象者(薨去者)の身分を仔細に見てゆくと親王・大臣以外の男官三位以上は浄御原令制下の大納言と僧正を除いて全く頭われていないのである。第2表に関するこの所見(先掲史料(1)~(4)の追補を経ても何ら変更を要さない)はいうまでもなく『延喜式』葬司規定に対応するのであり、従ってこの点もまた監喪使と葬司とを実体上一つとする論拠たり

うると同時に、この監喪使がやがて『延喜式』葬司規定に継承される何らかの慣例・法規に基づいて差遣されたことを推定せしめるのである。猶、吾人は前章においてわが正史における監喪使差遣記事の薨去者が令監喪規定の適用対象者に該当するとした。しかし、かく正史記事と式規定との実質的対応関係が明かになった以上、もはや正史記事と令規定との関係を媒介するものは唯一「監護喪事」なる字句の使用に過ぎなくなったのであり、しかも実はかかる字句の使用が令規定と全く無関係になされた可能性すら存するのであるが、この点については後述する。

かくして、叙上の二つの論拠に基づくならば、もはやわが正史に散見する監喪使差遣記事を喪葬令監喪規定の適用実例と看做しえないと同時に、改めて本稿所称の監喪使の実体をば『延喜式』葬司規定に継承される何らかの慣例・法規に基づいて編成された葬司(装束・山作両司)長・次官級官人五位以上と考定するに至ったと信ずる。

さて、先に隋唐監護使実態との相違・令規定との乖離などよって抱懐せられたわが監喪使についての疑念は、ここにその実体を葬司と考定することによって一応の解明をみたといつてよい。⑥。さり乍ら、それでは何故にわが監喪使は敢て令規定を離れ隋唐監護使とその様態を異にしたのが更めて問われねばならぬ。別に章を分けて検討することとしたい。

① 『文徳実録』嘉祥三年四月己酉条。

② 同書序文によれば、この書の撰修開始は貞観十三年(八七二)、完

成は元慶三年(八七九)である。猶、坂本太郎『六国史』(昭和四五年)は右の「貞観十三年」を疑って貞観十五年(八七二)とすべき余地のあることを指摘しておられる。

③ 『大日本古文書』一所収(六三三頁)。

④ 第2表⑩⑪の如く五位以上を三名記す例の存することからすれば後者の想定の蓋然性がより高いであろう。但し②④⑧⑩⑪⑬⑭の如く一名のみ記す諸例は諸他の事例との均衡を考慮すれば葬司中の最高位帯位者一名を挙げて他を略したものと推定される。かかる事例の殆どがもと三十巻(後一卷紛失)を二十巻に縮小再編して成立(類聚

国史)巻一四七文部下国史)せしめた『統日本紀』前半部(文武元年<天平宝字元年)に見られ現にこの二十巻においては一般に記事が簡略であることからすれば、右の諸例は『統日本紀』編纂の経緯に関わるものと考えられる。猶、坂本太郎『六国史』(前掲)を参照した。

⑤ 例えば、佐伯今毛人・孝志濃王・飯高永雄は三度、豊江王に至っては四度任用されている(第2表)。

⑥ 猶、監喪使≡葬司制度の推移に関して若干附言しておきたい。『延喜式』左京職には左の如き一文(親王大員薨条)が規定されている。凡親王及大臣薨、官人一人率史生一人坊令、為監護使祇承、これは親王及び大臣の薨去に際し、恐らくはその居地に從つて左右いづれかの京職官人一名が史生一名・坊令(一名)を率いて「監護使」

を担当する規定であるが、当然のこと乍ら監喪使<sub>1</sub>葬司との関係が問題となろう。而して、この「監護使」こそは監喪使<sub>1</sub>葬司が九世紀半ば以降行われなくなつてからの便法ではなかつたかと推測される。何となれば、先の『延喜式』太政官・葬官条（葬司規定）と全く没交渉たることは葬司と「監護使」が各々別個の独立した使官たる事実を意味するが、一方、第2表によれば九世紀における監喪使<sub>1</sub>葬司には一般に京職官一人名が名を列ねる趨勢(②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭)が生ずることもまた事実であつて、この二つの事実を統一的に理

#### 第四章 中国監護使とわが葬司

わが上代において、何故監護使ならぬ葬司が編成されたのか。本章ではこの問題について考察を加えることとするが、そのためには先ず彼地の監護使について今少し検討しておく必要がある。

第一章に掲げた隋開皇令文は開皇初年文帝の諮問を承けた牛弘（太常卿）の奏言によつて成立した規定であるが、実は監護使制度そのものの淵源は少くとも漢代にまで溯るのである。該期の監護使に関連する二つの規定を掲げよう。

(A) 『漢書』景帝紀中二年（前一四八）二月条

令、諸侯王薨、列侯初封及之國、大鴻臚奏<sub>1</sub>諡誅策、列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏<sub>1</sub>諡誅策、王薨、遣<sub>1</sub>光祿大夫、弔祠、視<sub>1</sub>喪事、因立<sub>1</sub>嗣子、列侯薨、遣<sub>1</sub>大中大夫、弔、祠、視<sub>1</sub>喪事、因立<sub>1</sub>嗣、其葬、國得<sub>1</sub>發<sub>1</sub>民輓喪、穿復土治墳無<sub>1</sub>過<sub>1</sub>三百人、畢事、これによれば、漢代の臣下最高身分たる諸侯王が薨去した場合は光祿大夫が、また諸侯王の下に位置する列侯が薨去した場合は大中大夫が各々遣わされて「弔」、「祠」などと共に「視喪事」を担当する。

(B) 『後漢書』禮儀志下（原文省略）

皇帝登遐（崩御）の場合は三公（司徒・司空・太尉）が、また太皇太后・皇太后崩御の場合は長樂太僕・少府・大長秋が、さらに諸

解するためには右の趨勢の収斂された形体が京職官人等若干名による「監護使」であつたと想定する外ないと考えられるからである。監喪使<sub>1</sub>葬司が編成されぬ場合、それに代替する措置として喪所を管掌し、かねて監喪使<sub>1</sub>葬司の一員に加わることの多かつた京職官人一名によつて領導される「監護使」が差遣されたのであろう。而して、この「監護使」は先に指摘した唐代における京兆府・河南府等の都城管掌官司官人による監護使の一般化と恐らく無関係ではあるまい。但し、管見によればその具体的実例は見出しえない。

侯王薨去の場合は王国（封国）の傅・相・中尉・内史が各々「典喪事」を担当する。

而して、(A)の「視喪事」及び(B)の「典喪事」が共に監護喪事と同義たることは両規定の実例より推して殆ど疑いを容れない<sup>③</sup>。尤も、(A)には当代史料として不審の点も存し、また(A)(B)相互の関係についても諸侯王の場合の相異に見られるが如き問題が存する<sup>⑤</sup>。しかし乍ら、それらの点を考慮するとしても、この(A)(B)によって少くとも以下の二点を指摘することが許されよう。即ち、その一は(A)によって明かな如く監護使制度が遅くとも前漢以来の古制であるという点であり、その二は(B)によって明かな如くこの制度は皇帝以下「大臣」の喪礼と密接に関わるものであるという点である。而して、この第二点については注目すべき事例が存する。即ち、『後漢書』卷二十六所載の趙熹伝によれば、趙熹は永平八年（六五）明帝崩御に際し「復典<sup>ニ</sup>喪事<sup>ニ</sup>」ずるのであるが、ここに「復<sup>ニ</sup>」たとあるのは嘗て中元二年（五七）光武帝崩御の際にもこの趙熹が「典<sup>ニ</sup>喪礼<sup>ニ</sup>」じた事実を承けているのである。かくして「典<sup>ニ</sup>喪事<sup>ニ</sup>」と「典<sup>ニ</sup>喪礼<sup>ニ</sup>」とは全く同義たることが知られるのであり、従って監護使とは喪礼を司る使人であることがここにおいて確認される。しかも同伝によれば、王莽の篡乱以来旧典が失われ、為に光武帝の大喪においては尊卑の秩序に混乱の生じる有様であったが、趙熹はよくこれを正し以て内外を肅然たらしめたという。これは勿論、儀典に通じた趙熹の遺徳を称揚する逸話ではあるが、同時に監護使がの任務が奈辺に存するかも示唆しているとすべきであろう。周知の如く中国においては皇帝（天子）以下身分に依りて喪礼（凶礼）<sup>⑦</sup>が定められており、しかもその内容は殆ど微細に亘っているが、監護使の任務とは皇帝以下「大臣」の葬儀において正しくかかる喪礼の遵行を監督することにあつたと考えられるのである。猶、趙熹は中元二年当時三公の一たる太尉の官にあり、また永平十八年当時は同官を代行する地位（代太尉事）にあつて、いずれも太尉としての監護使担当であつたのであるが、この点からしても、また諸他の実例からしても(B)において監護使は原則としてやはり一名であつたと想定される（例えば三公の中一名）。

以上、漢代監護使に関する規定とその実例を挙げその任務・員数について若干の推考に及んだ。而して、魏晉南北朝に

第4表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
青龍3	泰始10	太和12	永明10	建武元	隆昌元	太和20	永平元	神龜2	普通7	大昌元	武定5	天保6	天嘉元
二三五	二七四	四八八	四九二	四九四	〃	四九六	五〇八	五一九	五二六	五三二	五四七	五五五	五六〇
魏	西晉	北魏	南齊	南齊	南齊	北魏	北魏	北魏	梁	北魏	東魏	北齊	陳
中山王・裴	高陽王・珪	淮南王・他	子章王・凝	海陵王・昭文	竟陵王・子良	南安王・楨	彭城王・勰	任城王・雲	鄆陽王・恢	後廢帝元朗	齊獻武王	清河王・岳	衡陽王・昌
大鴻臚	兼大鴻臚	有司	大鴻臚	大鴻臚	大鴻臚	大鴻臚	大鴻臚	大鴻臚	中書舍人	大鴻臚	兼大鴻臚卿(尚書右僕射)	大司空	大鴻臚
典喪喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事(葬用王札)	監護喪事	監護喪事	監護喪事	副
三國志 二〇	晉書 三七	魏書 一六	南齊書 二二	南齊書 五	南齊書 四〇	魏書 一九下	魏書 二二下	魏書 一九中	梁書 二二	魏書 一一	魏書 一二	北齊書 一三	陳書 一四

おいては史料上監護使関係の規定を見出しえぬが、正史その他に散見する該期の監護使は先掲(B)の規定に基づく後漢のそれを基本的に継承したものと看做しうる。即ち、皇帝・(皇后)・太皇太后・皇太后及び皇子女・大臣(諸侯王は漢独自の身分)の喪事はやはり三公以下の官人によって監護されたのであり、また漢代より唐に至るまでの喪礼に根本的変改の存せぬことからすれば、該期における監護使の任務も漢代のそれと大略同様のものであったと考えて差支えあるまい。さらにまたその員数も実例より推して原則的に一名であったのである。

該期において特に注目されるのは皇子の死去に際して大鴻臚による監護使担当が原則化する点である。第4表を参照されたい。抑も、『通典』・『大唐六典』などが記す鴻臚寺(卿)の沿革によれば、この官が凶礼一般をその職掌の一とするの



は北斉以降のことと思われ、叙上の如く大鴻臚が皇子の喪事を監護するに至るのは漢代この官が諸侯王の凶礼に部分的に  
 関与したことに因由するのではないかと憶測されるが詳論の余裕はない。しかし乍ら、いづれにしても魏晋南北朝期にお  
 いて大鴻臚による皇子の監護使担当が原則化したことに少くとも二つの意義が存するのである。その一はいうまでもなく  
 この事実が先掲隋開皇令成立の歴史的前提となる点である。即ち、本令文はあくまで「大臣」を対象とするものであった  
 が、この「大臣」の喪事に対して始めて皇子と同様に鴻臚寺官人による監護を規定したという一面を有するのである。尤  
 も、この規定成立以前においても大鴻臚によって「大臣」の喪事が監護された事例は存するのであるが皇子の場合の如く  
 原則化するには至っていない。而して、かくの如く先づ皇子の監護使に大鴻臚が起用され隋に至って漸く「大臣」の監護  
 使にも鴻臚寺官人が制度的に起用されることになったという経緯を知るならば、隋唐において皇子女（王・公主）が尠か  
 らず監護使の対象となつていゝことは何ら怪しむには及ばないばかりか、歴史的にはむしろ当然であるとせねばならない。  
 またわが監喪規定において「大臣」＝貴臣のみならず親王をも対象に含めていることも、かかる中国の実態を考慮したも  
 のと推定されよう。

次に先の事実は畢竟隋唐監護使の実際の様態についても影響を及ぼしていること、この点に第二の意義が存する。即ち、  
 第4表⑩は尚書右僕射が監護喪事のため臨時に大鴻臚卿を兼ねた事例であり、②の「兼大鴻臚」も同様の可能性があるで  
 であろう。さらに、『通典』によれば大鴻臚は東晋より宋齊に及ぶまでの間「有事則權置兼官、畢則省」の状態におかれ  
 いたのであり、従つてこの間の「大鴻臚」(④⑤⑥)もまた臨時的兼官即ち撰官であつた。かかる撰官が如上の原則の存  
 在を前提とすることはいうまでもあるまい。而して、監護使任命におけるかような撰官の形態は正しく第一章で指摘した  
 隋唐の「撰鴻臚卿」と共通するのであり、その先蹤をなすものとせねばならぬ。「撰鴻臚卿」なる便法は既に隋唐以前に  
 おいても用いられていたことが知られるのである。

かくして、以上の検討によれば、中国監護使は遅くとも漢代以来、一貫して皇帝以下「大臣」に至る喪礼の監督を任務

第 5 表

年・月	西 暦	崩 御 者	喪束司	五位以上	山作司	五位以上	作 監	造 監	御 司	養 美	役 司	作 路 司	作 箱	方 司	前 次 舞 司	後 次 舞 司	備 考
① 大宝 2・12	(702)	持 統	○	4			○	○									造大殿臣司
② 慶雲 4・6	(703)	文 武	○	5	○	5	○	○									
③ 養老 5・12	"	"	○	2	○	1											
④ 天平 20・4	(748)	元 元	○	6	○	5											
⑤ 勝宝 6・7	(754)	宣 理	○	11	○	10											
⑥ 宝字 8・5	(756)	子 武	○	8	○	9											
⑦ 宝徳 4・6	(760)	光 明	○	12	○	12											
⑧ 宝徳 元・8	(770)	光 徳	○	9	○	7											騎兵司
⑨ 天徳 元・12	(781)	仁 徳	○	14	○	10											
⑩ 延暦 8・12	(789)	新 仁	○	14	○	9											
⑪ 9・王 9	(790)	藤原乙牟麻	○	15	○	9											
⑫ 大同 元・3	(806)	桓 武	○	13	○	9							○				
⑬ 承和 7・5	(840)	淳 和	○	9	○	7											
⑭ 嘉祥 3・3	(850)	仁 明	○	9	○	11											
⑮ 天安 2・8	(858)	文 徳	○	8	○	8											

御葬司構成諸司の稱呼は区々不定であるが上掲の表記に統一した。

とする使人であり、またその員数も原則的に一名であったこと、さらにまた本官乃至は撰官の鴻臚寺官人(大鴻臚)による監護使担当は魏晋南北朝に皇子を対象として原則化したことなどが明かになった。そして、かかる伝統的な制度の前提にはやはり漢代以来一貫してその遵行を厳しく要求される体系的喪礼の存在があったのである。されば、かような伝統と前提を有する現実の監護使の実在を背景として、先の隋開皇令文が成立したことに吾人は深く注意を致さねばならぬ。

翻って、わが国においてはこの開皇令文を継承する唐令監喪規定を直模直訳的に継承したこと先述の如くである。しか

し乍ら、これまた既述の如く実際にはわが監喪規定は殆ど空文に等しく、唐土の如き鴻臚寺官人一名を原則とする監護使に代つて不特定官司官人複数名による葬司が編成された。それが如何なる事情に因るかはもはや明かであろう。わが国は監喪規定を継受しつつもその前提となるべき体系的喪礼についてはこれを継受しなかったのである。尤も、わが国の葬制が中国喪礼の影響を尠からず受けていることは先学の指摘の如くである。<sup>⑬</sup>しかし、喪礼を含む「唐礼の撰取はあくまで部分的なものであり、礼の体系を全面的に日本で採用することは不可能であった」<sup>⑭</sup>のであり、従つて喪礼遵行の監督をこととする監護使がわが国において任命されなかつたことはむしろ当然であつたといわねばならない。かかる体系的喪礼の未継受・欠如こそが正しくわが監喪規定を殆ど空文たらしめたのであつた。

されば、わが国において親王・内親王及び高位高官者の薨去に際し葬司が編成されたのは何故か。一体、葬司について先づ容易に想到するのは天皇・皇后等の崩御に際して編成される御葬司（以下、かく称して監喪使 $\parallel$ 葬司と峻別する）であらう。『続日本紀』以下五国史に記された御葬司についてその構成を整理すれば第5表の如くであるが、この表によると御葬司の構成は当初より一貫して装束・山作兩司を不可欠の使官とし、これらにその外の要素を附加したものであることが知られる。即ち、八世紀初頭においては前代以来の殯宮の設営・火葬の導入に伴つて作殯宮司・造御窆司などが編成され、また八世紀後半以降においては葬儀の規模拡大に伴つて養役夫司・作路司などが恒例的に附設され、さらに場合によっては作方相司・前後次第司など葬列の威儀を掌るものも編成されたが、当初より一貫してその中心となつたのは装束・山作兩司であつたと認められる。<sup>⑮</sup>換言すれば、御葬司の必要最少限の構成要素は葬儀・葬列の粧点を管掌する装束司と陵墓造営を管掌する山作司の兩司であつたのであり、事実元明太上天皇と宮子大皇太后の御葬司（③・⑤）は監喪使 $\parallel$ 葬司同様この兩司のみによつて構成されているのである。但し、この御葬司における装束・山作兩司五位以上の員数は一般に、表示した如く、上述の各々二名計四名を最大とする監喪使 $\parallel$ 葬司（五位以上）のそれを凌駕している。従つて、監喪使 $\parallel$ 葬司は如上の天皇・皇后等の御葬司に準じ、要素・員数面でその規模を縮少し乍らも必要最少限の装束・山作兩司を以て構成

されたものであると推定されるのである。また、かく推定する時、前章にてふれた薄葬を理由とする監喪使<sup>17</sup>葬司の辞退について吾人は一層よく諒解しうるであらう。何となれば、監喪使<sup>17</sup>葬司の編成とは正しく天皇・皇后等に準ずる葬儀の挙行に外ならぬからである。天皇・皇后等の葬儀規模が著しく拡大し多大な物品・人夫を要したであろう九世紀であればなおのこと、それらに準ずる葬儀は厚葬と意識されざるをえまい。

さらにまた、わが国の監喪使が御葬司に準じて編成されたものであるとすれば、その対象者の大半が親王・内親王の如き天皇直系親族であることも蓋し当然といわなければならぬ。而して、装束・山作両司を編成して葬儀を挙行するこの方式が天皇・皇后・親王・内親王らに共通し、また現に主としてこれらの葬儀においてかかる方式が用いられていることからすれば、さらに一步を進めて、この方式は本来皇室制度の一環であり<sup>18</sup>場合によって大臣・高級宮人にも準用され延てはそれが慣例化して『延喜式』葬司規定に継承されたのではあるまいか、とも考えられるのであるが、遺憾乍ら憶測の域を出ない。但し、中国においてはは少くとも装束司・山作司と称するが如き葬官の編成を史料上に伝えていないことからすれば、右の方式がわが国固有の制度である蓋然性は高いであらう。猶、念の為に、天皇・皇后等の葬儀においても中国の如き一名を原則とする監喪使が任命されていないことを改めて確認しておきたい。

かくして、わが国においては唐から監喪規定を継受したにも拘らず、その規定の不可欠の前提となる体系的喪礼についてはこれを継承しなかったのであり、為に唐土の如き監喪使は遂に任命されることなく恐らくはわが国固有の現行の方式に従って葬司が編成されたと想定される<sup>19</sup>。

さて、以上の如く想定されるとすれば、『続日本紀』以下五国史が「監護喪事」なる字句を用いているのは『漢書』・『後漢書』等の中国正史列伝の筆法に倣わんとしたものではないかと考えられる。先に見た如く中国正史列伝には屢々監護使のことが「遣某監護喪事」なる字句を以て記されるのである。周知の如く、彼我の正史には紀伝体と編年体という体裁上の相違が存するが、わが正史編者は中国正史列伝に見える如上の字句をわが薨伝・薨去記事中に採用して葬司編成の事実

にささやかな潤飾を加えたものの如くである。就中、『続日本紀』においてはその方針がより強く看取される。何となれば、本書においては親王・内親王・大臣・高級宮人の葬司について一切沈黙しているからである。『日本後紀』は措くとして自外の正史においては、かような方針は徹底するに至らず、現行の葬司が史上に顕われているが、これはこの葬司の制度そのものが行われなくなっていくことと無関係ではあるまい。事実、この葬司は喪家によって辞退される場合に限り記されているのである。

とまれ、わが正史に用いられている「監護喪事」なる字句はその実体が明かになった以上、叙上の如く疑われねばならないのであり、それ故、この字句の大宝令前紀における所在を以て直ちに淨御原喪葬令監喪規定の存在を推定することはその限りで不可能といわねばならない。蛇足乍ら敢て附言しておくたい。

① 『隋書』卷八、『通典』卷八十四。

② 以下、漢代の身分秩序・官制等については多く西嶋定生『秦漢帝國』(講談社「中國の歴史」2、昭和四九年)に依拠した。

③ (A)の実例としては持節二年(前六八)博陵侯(列侯)霍光の薨去に際し大・中・大夫・任宣が侍御史五人と共に「護喪事」を担当した(『漢書』卷六八)事例を、また(B)の実例としては永初四年(一一〇)太夫人新野君陰氏の薨去に際し司空(三公の一)が「護喪事」を担当した(『後漢書』卷十上)事例を各々挙げることが出来る。後者の新野君陰氏はもと和帝皇后の皇太后であり本来は長樂大僕・少府・大長秋が担当すべきであるが、特例的に皇帝に準じたものと看做されよう。その葬儀は永平元年(五八)の東海王暉のそれに比肩するものとされる(同上)が、実は諸侯王たるこの暉の薨去に際しても司空が「視喪事」を担当している(同書卷二)のであり、これ自体皇帝に準ずる措置であった。因みにこの東海王暉の葬儀は後世特例的葬儀を営む場合の故事となる。とまれ、かくして(A)「視喪事」と(B)「典喪事」とは共に「護

喪事」と同義たることが確認される。猶、「典喪事」については別に「典護喪事」なる用例(『後漢書』卷十下孝崇皇后傳など)の存することも傍証となる。

④ (A)の前半に「大鴻臚」・「大行令」なる官の見えていることが問題となる。即ち、『漢書』卷十九百官公卿表によれば、もと「典客」なる官が景帝中六年(前一四四)に「大行令」・さらに武帝太初元年(前一〇四)に至って始めて「大鴻臚」と改称され、一方典客の下には「行人」なる属官が存しこれがやはり太初元年に至って「大行令」と改称されたのである。従って、中二年当時「大鴻臚」・「大行令」なる官は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を来すのである。この矛盾について唐・顔師古は景帝紀を採って百官公卿表を疑うが、むしろ清・王先謙『漢書補注』所引の劉放説が主張する如く景帝紀を非とすべきであり、班固は大初元年以降の知識を以て景帝紀を撰述したと考うべきであろう。されば(A)の「大鴻臚」は正しくは「典客」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねば

ならない。猶、叙上の『漢書補注』を参照すべきことを始めとして京都大学の谷川道雄先生には多くの有益な御教示を辱うした。記して謝意を表する次第である。

⑤ (A)において諸侯王は列侯と同じく中央からその封国に監護使が差遣される形式をとるのに対し、(B)においては封国の諸官が監護使を担当する形式をとるのである。而して、これを時代の相違に帰することも許されようが、(B)においては別に諸侯王・列侯・始封貴人・公主の薨去に際して「使者治喪」とあることが(A)の監護使を継承すると考えられぬでもない。その場合は当然この「使者」と封国諸官との関係如何が問題となるろう。しかし乍ら、いずれにしても今の処不明とする外ない。

⑥ 楊樹達『漢代婚喪禮俗考』(商務印書館、民国二年、昭和八年)は特に「護喪」なる一節を設けてその諸類型を論じているが、先の二つの規定(A)(B)についての言及はない。但し、本書の所論によって「護喪」監護喪事が古来一般的な慣例であったことが窺われるであらう。小論の監護使とは楊氏の諸類型の中「國家使使者護喪」に該当するものである。

⑦ 中国の喪礼については窪添慶文「中国の喪葬儀礼」漢代の皇帝の儀礼を中心に―(『東アジア世 日本古代史講座』9所収、昭和五七年)に詳しい。

⑧ 例えば東晋最後の皇帝恭帝は永初二年(四二二)に弑逆に遇うが、その喪事はやはり三公の一たる太尉によって監護された(『晋書』卷十、『宋書』卷三)。

⑨ 窪添慶文「中国の喪葬儀礼」(前掲)によれば、後漢の皇帝儀礼は多く経書所載の儀礼を継承し一方で秦以降の新制を含むが、魏晋代に批判を浴びつつも結局は唐代にまで継承されたという。皇帝以外の喪礼についてもかく考えて大過あるまい。また杉本憲司「唐代の葬制に

ついて」(『末永先生古稀記念古代学論叢』所収、昭和四二年)も「唐の喪葬の礼、喪葬令」は「唐以前の伝統の中にある」とされる。猶、「通典」所開元礼纂類・「大唐開元礼」等には皇帝以下に対する監護使のことは見えていない。しかし、直接の証左ではないが、貞觀二十三年(六四九)太宗崩御に際し工部尚書閻立徳が司空を撰官してその山陵を「當護」した(『旧唐書』卷七十七閻立徳傳)ことは皇帝大喪における三公監護使の伝統を窺知せしめる。

⑩ 本文先掲史料(A)に「大鴻臚」が諸侯王の諡号・誄詞を奏することが見えている。

⑪ 例えば『晋書』列伝には二例、『魏書』列伝には四例、『北齊書』列伝には一例、『漢魏南北朝墓誌集存』には二例見出される。

⑫ 東晋咸康五年(三三九)、丞相王導の死去に際して「監護喪事」を担当した「大鴻臚」も同様である(『晋書』卷六五王導傳)。

⑬ 和田萃「殯の基礎的考察」(『史林』五二―五、昭和四四年)、瀧川政次郎「令の喪制と方相氏」(『日本上古史研究』四一、昭和三五五年)など。

⑭ 池田温「大唐開元禮解説」(汲古書院刊「大唐開元禮附唐大唐」所収、昭和四七年)、猶、和田萃「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」(『東アジア世 日本古代史講座』9所収、昭和五七年)は七世紀以降におけるわが喪葬儀礼を復原する中で、その多くが「魏志倭人伝」・「隨書」倭國伝等に見えるわが国上代の習俗に由来することを個々に指摘しておられる。

⑮ 持統太上天皇の御葬司(第五表①)に山作司を缺くのは周知の如く、その遺骨が夫君天武帝の大内陵に合葬せしめられた(『続日本紀』大宝三年十二月壬午条)ことによるのであって異例に属するとせねばならぬ。

⑯ 元明太上天皇は薄葬を敕命し、その遺詔に従って「喪儀」は行われ

なかつた(『統日本紀』養老五年十月丁亥条・同庚寅条・同十二月乙酉条)。猶、岸俊男「太朝臣安万侶とその墓」(同)「遺跡・遺物と古代史學」所収、昭和五五年)はこの時代を薄葬の頂点とされる。その限りて何ら異論の余地は存せぬが、元明の御葬司官人(五位以上)が三名であることにその反映を見出し「おられる点については聊か疑問もないではない。元明の御葬司とは『統日本紀』養老五年十二月庚辰条の左の記事に拠っているのであるが、

從二位長屋王・從三位藤原朝臣武智麻呂等行<sup>二</sup>御裝束事、從三位大伴宿禰旅人供<sup>一</sup>營陵事、

これは裝束(行御裝束事)・山作(供營陵事)両司の長次官級官人を三位以上に限って抄出したものではあるまいか。監喪使<sup>一</sup>葬司についての『統日本紀』前半二十巻の簡略な記し方と軌を一にすると思われる。尤も、薄葬の頂点期のこととて御葬司も小規模に編成されたことは容易に想定されるが、全く編成されぬのならばかく仮初にも編成されたとすれば五位以上僅かに三名の御葬司はやや簡易に過ぎるのではなからうか。

①⑦ 中国においては監護使と薄葬とは矛盾しない。例えば唐貞元三年の張廷質の薨去に際しては監護使が差遣された(第1表⑩)が、その葬儀は「遺令薄葬」であつたという。

①⑧ 大化薄葬令によって「凡王以下及至庶民不得營殯」(『日本書紀』大化二年三月甲申条)と規定されたこと、即ち逆に天皇以下皇子女以上については殯の設営が認められていたことと軌を一にする点がこの法式の成立を考える上で注目される。猶、右の規定以後実際に殯の設営が天皇以下皇子女に限られたことについては和田萃「殯の基礎的考察」(前掲)参照。

①⑨ かかる慣例からすれば第2表②の如く大納言に対して監喪使が差遣されたのは異例に属する。この事例は『統日本紀』大宝元年正月己丑

条の左の如き記事によつてゐる。

(i) 大納言正広參大伴宿禰御行喪、帝甚悼惜之、遣<sup>①</sup>直広肆榎井朝臣倭麻呂等<sup>②</sup>監護喪事、遣<sup>③</sup>直広壹藤原朝臣不比等<sup>④</sup>就<sup>⑤</sup>第宣<sup>⑥</sup>詔、(下略)

ところが『公卿補任』慶雲二年(七〇五)条從三位大納言紀麻呂尻付には右と大略同類と看做しうる左の如き記事が存する。

(ii) 七月十日薨、在官五年、帝深悼惜、特賜<sup>⑦</sup>葬儀、遣<sup>⑧</sup>中納言正四位下高向朝臣磨<sup>⑨</sup>實命、

而して等しく大納言の薨去記事たる(i)(ii)を対比すると(i)の④⑤⑥が(ii)の⑦⑧⑨に各々対応することが知られるのである。勿論、かような対応關係は嚴密には文章構成上のそれに過ぎぬのであつて、④⑤⑥⑦⑧⑨については問題ないとしても⑩⑪が内容上同一であることまで保証するものではない。従つて固執する積りはないが、(ii)の⑦「特賜葬儀」は具体的には監喪使<sup>一</sup>葬司の差遣を意味するのではなからうか。何となれば⑩⑪は肝要な一点において共通するからである。即ち、先づ⑩は正しく監喪使<sup>一</sup>葬司の差遣に外ならぬが、これは故人の葬儀が朝廷によつて運営されることを意味するのであり、一方⑪もまた朝廷による國家的葬儀を文字通り賜うことを意味するのであつて、兩者は朝廷による葬儀の運営という点で共通するのである。かく⑫が具体的に監喪使<sup>一</sup>葬司の差遣を意味するとなれば、この大納言に対する監喪使差遣が「特賜葬儀」の如く特例の措置として記されている点が注意される。これは大臣以上に対して監喪使<sup>一</sup>葬司が編成される慣例を前提とするのではあるまいか。そういえば參議民部卿藤原房前は「大臣葬儀」を以て送らんとして喪家がこれを「固辭」し(『統日本紀』天平九年(七三七)四月辛酉条)、また大納言藤原真楯は「大臣葬」を賜つたと伝えられる(同天平神護二年(七六六)三月丁卯条)。こ

これらの「大臣葬儀」は葬具を左右大臣に準じて支給することを含めて監喪使<sup>II</sup>葬司によって領導される一定の国家的葬儀を意味するであろう。ところで岸俊男「大朝臣安方侶とその墓」(前掲)は先の「特賜葬儀」を当時における薄葬の風潮の一端を示すものと考えておられる。

これまた現にかかる風潮の存したことは疑いないが、いかに薄葬思想が盛行したとしても一般に葬儀そのものが禁遏され特別に許認されて始めて行われるが如き事態は考えにくい。むしろ当時の薄葬の風潮は大納言以下に監喪使<sup>II</sup>葬司の編成が認められなかったことにその一端を窺知しうるように思われる。猶、大納言、大伴安麻呂の薨去に際して「不受葬礼」とあること(『公卿補任』和銅七年(七一四)条同尻付)も如上と同様の観点から解釈しうる。

⑳ 尤も、さればかように適用不可能な規定を何故敢て継受したかが問われねばなるまいが、揣測を逞しうすれば、抑もかかる継受そのものに当時の薄葬思想の盛行が窺われるのではなからうか。現行の葬司による葬儀奉行という天皇・皇后に準ずる方式を改めるために治部官人一名による監護という簡便な方式が法上に採用されたのではないかと思う。しかし乍ら、遺憾なことにわが国においてはそれを適用する条

件が欠如していたのである。

⑳ 『日本書紀』には「監護喪事」なる字句は全く用いられておらず、唯一、雄略九年に新羅遠征中病死した大將軍紀小弓宿禰の葬地を占定するため、勅命によって土師連小鳥が「視葬者」に任じられたことが見えるのみであるが、この「視葬者」もまた漢籍に依拠するものと考えられる。即ち、例えば『漢書』卷二下高帝紀八年(前一九九)十一月条には「視葬」なる語が左の如く用いられているのであり、

令、士卒從軍死者為<sup>レ</sup>楨、婦其原、具棺衣衾棺葬具、祠以<sup>レ</sup>少牢、長史視葬、

この「視葬」は高祖が、淮陰侯韓信の誅滅のために従軍戦死した士卒の葬儀を出身各県の長史に命じて監護せしめたことを示す。「視葬者」は漢籍の<sup>シヤウ</sup>かような「視葬」の用例に負うていると思われる。ところで、「視葬者」たる小鳥は冢墓を田身輪邑に作って小弓を埋葬したという。後世の造作とも疑われるが、少くともこの「視葬者」が中国の監護使ではなく、やはりわが監喪使<sup>II</sup>葬司の一たる山作司に近いことは洵に興味深いといわねばならない。猶、『日本書紀』は日本古典文学大系本による。

## 結 語

以上永きに亘って秃筆を馳せて来たが、今一度論旨の梗概とさらに余言とを述べて擱筆することとしたい。本稿では、先づわが正史上において「監護喪事」のために差遣される使人を監喪使と仮称し、この監喪使が果してわが喪葬令百官在職条(監喪規定)の適用を示すや否やを疑い、次で隋唐監護使とわが監喪使の実態を各々検討・比較した上で、正史における監喪使辞退の諸例と葬司辞退のそれとの類似性を手掛りに遂に監喪使の実体を装束・山作両司によって構成される葬



司長・次官級官人五位以上と考定するに至ったのである。この葬司はやがて『延喜式』太政官・葬官条（葬司規定）に継承される何らかの慣例・法規によって編成されたと想定される。そして、さらにこの間の事情を考察した結果、唐令の継承によるわが監喪規定はその不可欠の前提たる体系的喪礼の未継受・欠如のために適用に至らず、実際には天皇・皇后等の御葬司に準ずるわが国固有の葬司の編成が行われたとの推定に及んだのである。

ところで、中国律令の継受とその実態を繞っては種々の側面より考究されねばなるまいが、本稿は監喪使の実体解明を目的としつつも同時にささやか乍ら右の問題に関する個別具体的考察を加える結果となった。いうまでもなく、わが国は中国律令を継受して刑罰・行政制度を整備・確立したが中国社会の伝統的規範たる礼は全面的・体系的には遂にこれを継受することはなかった。しかし乍ら、中国律令は多くこの礼を前提として成立するのであり、従ってその礼を欠如するわが国において律令の規定そのものが空文化する場合も皆無とはいえないのである。小論は図らずもその一例を指摘することになった。

尤も、監喪使＝葬司そのものについては当然論ずべくして論じえなかった点も率直にいつて一・二ではない。就中、その任用官人の様態については先に寸言する処もあったが、その包含せる課題は別に章節を分つてなお余りあると思われる、また現にその余裕もないので、別稿を以て更めて論説することとしたい。特にして諸賢の御批正を賜らば筆者の欣快これに過ぐるものはない。

（鹿児島大学法文学部助手）

〔付記〕 本稿は昭和五九年度文部省科学研究費補助金（奨励研究(A)）による研究成果の一部である。

## On the “Funeral Supervisor” Recorded in History

by

Tatsuya Torao

In the historiography of ancient Japan we can often find the accounts of funeral supervisors temporarily appointed when a dignitary died. This paper pursues the substance of such funeral supervisors recorded in history.

The results are as follows.

- 1) Those funeral supervisors were not in accordance with the provision in *Taihō* 大宝 and *Yōrō* 養老 code which established funeral supervisors.
- 2) Substantially they were a chairman or vice-chairman of two commissions: one was engaged in dignifying a funeral, and the other in building a grave.
- 3) Ancient Japanese governors adopted the provision of funeral supervision from *T'ang*, 清 but not the systematic Confucian courtesy of funeral which was indispensable to funeral supervision. That is the reason why none was actually appointed to supervise a funeral in Japan.
- 4) Instead of funeral supervisors, the two commissions were organized in imitation of several commissions organized in case of Emperor's death or empress's. This institution was peculiar to Japan.

## The Making of the Covenant in the Spring and Autumn Period

by

Tomomi Takagi

*Hui meng* 会盟 has been studied at the view of political history. Now, we consider it as the custom of the covenant among the monarchies, which strengthened and ordered the personal relationship at each level in the Spring and Autumn period. Being a more universal and custo-